

18川市人第261号

平成18年7月5日

川崎市男女平等推進審議会会長 様

川崎市長 阿部孝夫



川崎市における男女平等推進行動計画について（諮問）

男女平等かわさき条例（平成13年川崎市条例第14号）第8条第2項の規定に基づき、次の事項について諮問します。

川崎市男女平等推進行動計画について

- 1 川崎市男女平等推進行動計画の検証・評価について
- 2 川崎市男女平等推進行動計画の改定について

（理由）

行動計画の実効性を高め、川崎市における男女平等施策その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため

市民局人権・男女共同参画室 男女平等推進担当

電話200-2300（内27221）